

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

和五十年総理府令第七十一号 第十三条の規定により保存されている調査票の内容（同規則第五条第一項第二号及び第四号に掲げる事項に係る部分に限る。）から第七条第一項第三号及び第六号に掲げる事項を電磁的記録に転写することにより行う。この場合においては、当該調査に係る第七条、第九条及び第十二条から第十六条までの規定は適用せず、当該電磁的記録を同条の規定により提出された調査票の内容とみなして、第十七条及び第十八条の規定を適用する。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行後最初の全国家計構造調査の実施についてのこの省令による改正後の全国家計構造調査規則第四条の規定の適用については、同条中「直前の全国家計構造調査を行った年から五年目に当たる年」とあるのは、「令和元年」とする。

（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第三条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表全国消費実態調査規則（昭和五十九年総理府令第二十三号）の項中「全国消費実態調査規則」を「全国家計構造調査規則」に、「甲調査」を「基本調査及び簡易調査」に改める。

○農林水産省令第二十五号

獣医師法（昭和二十四年法律第八十六号）第九条の規定に基づき、獣医師法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年八月九日

農林水産大臣 吉川 貴盛

獣医師法施行規則の一部を改正する省令

獣医師法施行規則（昭和二十四年農林省令第九十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

	改	正	後
第一号様式 (略)			
備考 農林水産大臣殿 免許証に旧姓又は通称（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十條の二十六第一項に定めるものをいう。以下同じ。）の併記の希望がある場合には、その旨記載する。			

○財務省令第十九号

財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）を実施するため、財政融資資金の管理及び運用の手續に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年八月九日

財務大臣 麻生 太郎

財政融資資金の管理及び運用の手續に関する規則（昭和四十九年大蔵省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「次の各号に掲げる書類」を「貸付対象事業に係る財務大臣が別に定める書式による事業実施状況等調書」に改め、同項各号を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第二十四条中「第二十一条第一項各号に掲げる書類」を「第二十一条第一項に規定する事業実施状況等調書」に改める。

第二十九条第一項中「次の各号に掲げる書類」を「貸付対象事業に係る財務大臣が別に定める書式による事業実施状況等調書」に改め、同項各号を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第三十二条中「第二十九条第一項各号に掲げる書類」を「第二十九条第一項に規定する事業実施状況等調書」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行し、令和元年度の予算に係る財政融資資金の貸付けから適用する。ただし、この省令による改正後の財政融資資金の管理及び運用の手續に関する規則（以下「新管理運用規則」という。）第二十一条、第二十四条、第二十九条及び第三十二条の規定は、令和元年度において運用する平成三十年度の予算に係る財政融資資金の貸付けにも適用する。

（経過措置）

第二条 この省令による改正前の財政融資資金の管理及び運用の手續に関する規則（以下「旧管理運用規則」という。）第二十一条第一項各号の規定により提出された書類は、当分の間、新管理運用規則第二十一条第一項の規定により提出された書類とみなす。

2 旧管理運用規則第二十九条第一項各号の規定により提出された書類は、当分の間、新管理運用規則第二十九条第一項により提出された書類とみなす。

農林水産大臣 吉川 貴盛

	改	正	前
第一号様式 (略)			
備考 農林水産大臣殿 (新設)			

第二号様式
(略)
農林水産大臣殿
備考 免許証に旧姓又は通称の併記の希望がある場合には、その旨記載する。
第三号様式

獣医師免許証

本籍(国籍) _____ 氏 _____ 名 _____
生年月日 _____

右の者は、獣医師法(昭和二十四年法律第百八十六号)第六条の獣医師名簿第 _____ 号に
登録され獣医師の免許を与えられた事を証する。
年 月 日 _____
農林水産大臣

備考 免許の申請、登録事項変更申請及び再交付申請の際、申請者から旧姓又は通称の併記の希
望があつた場合には、氏名と併せて記載する。
第四号様式
(略)
農林水産大臣殿
備考 免許証に旧姓又は通称の併記の希望がある場合には、その旨記載する。

第二号様式
(略)
農林水産大臣殿
(新設)
第三号様式

獣医師免許証

本籍(国籍) _____ 氏 _____ 名 _____
生年月日 _____

右の者は、獣医師法(昭和二十四年法律第百八十六号)第六条の獣医師名簿第 _____ 号に登録さ
れ獣医師の免許を与えられた事を証する。
年 月 日 _____
農林水産大臣

(新設)
第四号様式
(略)
農林水産大臣殿
(新設)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第五号

商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第一百二十二条第二号の規定に基づき、商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令
令和元年八月九日

商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令

商品先物取引法施行規則(平成十七年 農林水産省 令第三号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応す
るものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後

別表第二(第四十八条関係)

商品取引所	商品市場	数量	上場商品構成品又は 上場商品指数の種類	数量
株式会社東京商 品取引所	(略)	(略)	(略)	(略)
エネルギー市場	ガソリン	五百枚	灯油	五十枚
	軽油	五百枚		
		六百枚		

改 正 前

別表第二(第四十八条関係)

商品取引所	商品市場	数量	上場商品構成品又は 上場商品指数の種類	数量
株式会社東京商 品取引所	(略)	(略)	(略)	(略)
石油市場	ガソリン	五百枚	灯油	五十枚
	軽油	五十枚		
		六百枚		

農林水産大臣 吉川 貴盛
経済産業大臣 世耕 弘成